令和３年２月２６日宣告　裁判所書記官　山　田　　　晶

判　　　　決

本　籍

住　居

上記の者に対する偽計業務妨害被告事件について，当裁判所は，検察官藤原真心及び弁護人（主任・私選）平野敬各出席の上審理し，次のとおり判決する。

主　　　　文

被告人を罰金３０万円に処する。

その罰金を完納することができないときは，金５０００円を１日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理　　　　由

（罪となるべき事実）

被告人は，令和２年３月１７日午後８時１５分頃，ソーシャルネットワーキングサービスであるＴｗｉｔｔｅｒに「私はコロナだ」と投稿していたものであるが，同日午後９時１４分頃，東京都千代田区神田神保町の株式会社「」において，前記投稿に引き続き，同店のロゴが付されたビールグラスを含め，同店内での飲食の様子を撮影した写真とともに，「濃厚接触の会」と投稿し，あたかも感染症にり患した者が同店で飲食をしているかのような虚偽の事実を表示させて不特定多数の者が閲覧し得る状態にし，同日，これを覚知した同社営業部長に，警察への通報や同店従業員に対する同店の入念な消毒等の指示を余儀なくさせて，らの正常な業務の遂行に支障を生じさせ，もって偽計を用いて人の業務を妨害した。

（証拠の標目）

括弧内の番号は，証拠等関係カードにおける請求証拠の番号を示す。

被告人の公判供述

■■■■■（甲１），■■■■■（甲２）の警察官調書抄本

捜査報告書（甲３）

写真撮影報告書（甲４）

（争点に対する判断）

第１　本件公訴事実の特定について

弁護人は，弁論に至って，本件公訴事実は，偽計の内容や，妨害がなければできたはずの業務の内容が明らかにされておらず，訴因が特定されていないから，違法である旨主張した。しかし，本件公訴事実は，「私はコロナだ」と投稿していた被告人が判示の投稿に及び，あたかも感染症にり患した者が本件店舗で飲食をしているかのような虚偽の事実を表示させて不特定多数の者が閲覧し得る状態にしたことを偽計として特定している。また，それにより，本件店舗の本社営業部長に，警察への通報や同店従業員に対する同店の入念な消毒等の指示を余儀なくさせ，偽計を用いることがなければ講じる必要のなかった業務に従事させ，同営業部長らの本来の正常な業務の遂行に支障を生じさせたとしており，妨害により生じた業務の支障も明らかにされている。被告人の防御に支障が生じたとはうかがわれない。本件の訴因の特定に欠けるところはない。弁護人の主張は採用できない。

第２　偽計業務妨害の成否について

１　関係証拠によれば，被告人が判示のとおりの投稿に及んだ事実が認められる（なお，以下では，「私はコロナだ」との投稿を「第１投稿」，写真を添付した「濃厚接触の会」との投稿を「本件投稿」という。）。

２　弁護人は，本件犯行について，実行行為性がなく，故意も認められない旨主張している。すなわち，

⑴　実行行為性について

① 本件投稿は，本件店舗を特定するに足りるものではない

② 第1投稿と本件投稿は，関連付けられたものではなく（各投稿を関連付ける機能が使われていない。），それぞれ独立した投稿である。また，本件店舗の業務妨害を促す文言は一切ない。それぞれ，悪意のない冗談にすぎないものであって，本件店舗の業務を妨害する危険性を有したものではない

③ 第1投稿，本件投稿とも，冗談を独り言で言ったにすぎず，本件店舗関係者に向けて発したものではなく，本件店舗関係者が目にすることを予定したものではない。本件では，第三者がこれらを閲読して本件店舗関係者に通報しているが，このような第三者の関わりは，通常予測される範囲を超えた特異な経過をたどったものといえる。第1投稿，本件投稿とも，本来，本件店舗の業務に影響を与えるようなものではなかった

⑵ 故意について

① 第1投稿，本件投稿とも，被告人が注意欠陥多動性障害と睡眠障害の影響により，他人からどう見られるかを意識せずに，衝動的に投稿したにすぎないものであって，被告人には，第1投稿と本件投稿とを組み合わせて読ませる意図も，本件店舗の業務を妨害する意図もなかった

② 第1投稿と本件投稿は，組み合わせて見なければ犯罪を構成すると評価できるものではない。そうすると，被告人に故意が認められるというためには，一連の投稿を通じて本件店舗の業務を妨害しようという計画性が認められる必要がある

というのである。

3 当裁判所が判示のとおり，被告人に偽計業務妨害が成立すると判断した理由は，次のとおりである。

⑴ 実行行為性について

ア 本件の実行の着手について

第1投稿は，被告人が「私はコロナだ」と投稿したにすぎず，本件店舗との関連を全く示していないから，これをもって本件偽計業務妨害の実行の着手があったと

みることはできない。また，関係証拠をみても，この第１投稿に及んだ時点において，被告人が，続けて本件投稿や，本件店舗に関わる投稿に及ぶつもりがあったとは，認めるに足りない。

本件では，先行して「私はコロナだ」と投稿していた被告人が，さほど間をおかず，同じアカウント名で，本件投稿に及んだことが，偽計業務妨害罪にいう「偽計を用いた」に当たるといえるか，すなわち，本件投稿に実行行為性が認められるかが，問題となる。弁護人は，第１投稿をもって，実行の着手があると評価できるかを問題にして，論を展開しているが，当を得ないといわざるを得ない。

イ　本件投稿は，「濃厚接触の会」という文字とともに，本件店舗のロゴが付されたビールグラスを，中心からやや右斜め上の位置に，そのロゴがはっきりと見えるようにして置いて撮影した画像を添付している。本件店舗のロゴを際立たせたといえる画像であり，隣席の者の腕や，酒，料理も写っていることから，飲食店である本件店舗内での飲み会の様子を，ロゴが強調されるように撮影したものと捉えるのが自然なものである。確かに，本件店舗のロゴは，万人に知られたものとはいえないかもしれないが，知る者や，調べた者には，本件店舗のものと容易に分かるものといえる。現に，本件店舗を経営する会社のホームページに，第三者から，「コロナ感染者がそちらに来客しているようです。」という内容のメールが送信されている。本件投稿は，添付された画像から，本件店舗を特定させるのに十分といえる。

ウ　また，被告人は，先行して「私はコロナだ」と投稿しており，この第１投稿と，上記写真を添付して「濃厚接触の会」とした本件投稿を併せてみると，新型コロナウイルス感染者が本件店舗内で飲み会に参加していることを示唆したものとみるのが自然である（なお，「濃厚接触者」とは，通常，発病した患者と長時間接触したり，マスク等の感染対策なしに近距離で接触したりした者のことをいう。）。

被告人は，第１投稿は自分が新型コロナウイルス感染症にり患したことを示す趣旨で投稿したものではなく，本件投稿は新型コロナウイルス感染症にり患した者が会に参加していることを示す趣旨で投稿したものではない旨供述している。しかし，

上記のとおり，その言葉の意味するところを素直にみると，本件投稿と第１投稿が，新型コロナウイルス感染者が本件店舗内で飲み会に参加していることを示唆したものと読まれる可能性が高いことは明らかである。

被告人は，実際には，新型コロナウイルスに感染していなかったのであるから，本件投稿は，「あたかも感染症にり患した者が本件店舗で飲食しているかのような虚偽の事実を表示させた」といえるというべきである（新型コロナウイルス感染者は，顕著な症状が現れない場合もあるとされており，感染の有無を外観で判断することは困難である。）。

確かに，弁護人が指摘するように，第１投稿と本件投稿は，積極的に関連付けて投稿されたものではない。しかし，本件投稿は，先行してされていた第１投稿の約５９分後に，同じアカウント名でなされたものである。被告人は，その間に，別の投稿をしたわけではないから，１時間足らずの間に，第１投稿と本件投稿を続けて投稿したことになる。これらの投稿をアカウント名にも着目して見た者には，たとえ積極的に関連付けて投稿されたものではなかったとしても，「私はコロナだ」と投稿していた者が，「濃厚接触の会」との本件投稿に及んだと理解するのが自然である。現に，本件店舗関係者に通報した第三者も，通報を受けた本件店舗関係者も，そのように理解している。

したがって，本件投稿は，先行して「私はコロナだ」と投稿していた者による投稿であることから，あたかも新型コロナウイルス感染症にり患した者が本件店舗で飲食をしているかのような事実を表示させたものといえる。

エ　そして，当時，新型コロナウイルス感染症について，マスクの着用等により飛沫を防ぐなどの対策のほかに，実効性のある感染予防策はまだなく，社会生活において，感染防止の観点から，密を避けるなどの行動様式を取ることが推奨されていた。そのような社会情勢の中，飲食店である本件店舗においても，新型コロナウイルス感染者が来店することによって，従業員の感染や，風評により客足が落ちる被害が生じないか，不安を抱く状況にあった（甲１）。本件投稿は，そのような状況

下でなされたものであり，本件店舗関係者は，実際に，本件投稿を受けて，状況の確認，警察への通報，入念な消毒などといった対策を講じている。本件投稿が，このような状況下でなされたことに照らせば，本件投稿が悪意のない冗談にすぎないものとはおよそいえない。本件投稿は，本件店舗の業務を妨害する危険性を有していたというべきである。弁護人は，本件投稿に本件店舗の業務妨害を促す文言がないことを指摘するが，そうであるとしても，上記のような危険性があるといえる。

オ　また，弁護人は，第1投稿，本件投稿とも，本件店舗関係者に向けて発したものではないことを指摘して，第三者がこれらを閲読して本件店舗関係者に通報したのは，特異な経過であり，本来，本件店舗の業務に影響を与えるようなものではなかった旨主張している。確かに，本件投稿は，本件店舗関係者に向けて直接働き掛けようとしたものではない。しかし，第1投稿，本件投稿とも，本件店舗関係者を含め，不特定多数の者が閲覧し得る状態にされたものである。ソーシャルネットワーキングサービスは，広く一般に利用されており，これを利用して特定の者や会社等の風評に関わる投稿をすれば，広く拡散する可能性がある。現に，第三者が閲覧し，その内容を本件店舗関係者に通報している。上記のとおり，当時の社会情勢は，本件店舗を含む飲食店において，新型コロナウイルスに関し，従業員の感染や，風評により客足が落ちる被害が生じないか，不安を抱く状況にあった。このような状況下で，ソーシャルネットワーキングサービスを利用して，不特定多数の者に向けて本件投稿を投稿し，閲覧し得る状態に置いたことは，本件店舗関係者にそれに関わる対策を講じる必要性を生じさせる行為といえることは明らかである。したがって，本件投稿は，直接本件店舗関係者に向けて発したものではなかったとしても，偽計業務妨害罪にいう偽計に当たるというべきである。

カ　以上から，本件投稿は，偽計を用いて本件店舗の業務を妨害する行為といえる。

(2)　故意について

ア　確かに，被告人が，積極的に本件店舗の業務を妨害することを意欲して，その目的で，本件投稿に及んだとは，認めるに足りない。被告人は，ふざけて本件投稿

に及んだ旨供述している。

しかし，上記のようなコロナ禍における社会情勢下で，飲食店の置かれた状況等に鑑みれば，新型コロナウイルス感染者が来店し，そのことを吹聴したとすれば，その飲食店が，客足が遠のくことをおそれ，従業員や客の感染防止のための消毒作業や，風評被害への対策を講じなければならないと考える可能性は極めて高かったといえる。現に，本件店舗は，本件投稿のために，上記のような対策を講じている。被告人は，電車内で「俺はコロナだ」と発言した者が業務妨害で逮捕された旨のニュースを見て，第１投稿に及んだ旨を自認しており，公の場で新型コロナウイルスの感染者であることを吹聴すると，業務妨害として逮捕され得ることを知っていた。それにもかかわらず，第１投稿に及び，続いて本件投稿に及んだ。本件投稿は，本件店舗内でロゴを強調して撮影した画像を添付したものであり，被告人が，本件店舗に迷惑が掛かるかもしれない，すなわち，本件店舗の業務に支障が生じ，妨害することになるかもしれないとも認識していなかったとは考えられない。被告人は，本件店舗のロゴをそれと認識していなかった旨供述している。しかし，そのロゴは，店名を，大きく明瞭かつ印象的に記したものであり，そのマークが本件店舗に関わるものではないと考えることは困難である。被告人の上記供述は，信用できない。

被告人は，第１投稿をした約５９分後に同じアカウント名で本件投稿に及んでおり，その間に他の投稿をしていない。被告人が，第１投稿と本件投稿を積極的に関連付けていないとしても，「私はコロナだ」と投稿したのに引き続き本件投稿に及んだといえることは明らかであり，両投稿が組み合わせて読まれる可能性があることも明らかである。被告人は，自らこのような投稿に及んだのであるから，被告人自身，そのことを認識していたといえることも明らかである。

また，上記のとおり，被告人は，第１投稿は自分が新型コロナウイルス感染症にり患したことを示す趣旨で投稿したものではなく，本件投稿は新型コロナウイルス感染症にり患した者が会に参加していることを示す趣旨で投稿したものではない旨供述している。しかし，その用いられた言葉からして，新型コロナウイルス感染者

が本件店舗内で飲み会に参加していることを示唆したものと読まれる可能性が高いことは明らかである。被告人は，自らそのような言葉を選択して投稿しているから，そのような読まれ方をして，本件店舗に迷惑を掛けて，その業務が妨害されることになるかもしれないとも思わなかったとは考えられない。

以上は，被告人に注意欠陥多動性障害や睡眠障害があったとしても，結論が変わるものではない。被告人は，「俺はコロナだ」と発言することが業務妨害として逮捕され得ることだということも知っていた。そのような状況下で，被告人は，あえて本件店舗のロゴを強調した画像を添付して本件投稿に及んだものであり，本件投稿により，本件店舗に迷惑を掛けることになるかもしれない，本件店舗の業務が妨害されることになるかもしれないとの認識は有していたというべきである。

被告人は，このような認識がありながら，あえて本件投稿に及んだ。被告人には，本件業務妨害の故意が認められる。

イ　なお，弁護人は，第１投稿に実行の着手があることを前提に，この時点で，被告人に本件店舗の業務を妨害する計画がなければ故意を認めることはできない旨主張するが，独自の見解といわざるを得ない。上記のとおり，第１投稿は本件店舗に関連付けられたものではない。また，被告人において，第１投稿に及んだ時点で，本件店舗の業務を妨害する意図があったと認めることはできない。本件では，先行して「私はコロナだ」と投稿していたのに引き続き，本件投稿に及んだことが，偽計業務妨害に当たるかが問題とされている。弁護人の主張は，前提に誤りがあり，採用できるものではない。

⑶　以上から，被告人には，判示のとおりの偽計業務妨害が成立する。

（法令の適用）

罰　　条　　　刑法２３３条

刑種選択　　　罰金刑を選択

労役場留置　　刑法１８条

（量刑の理由）

被告人は，判示のとおりの業務妨害に及んだ。安易な犯行であり，被害を軽視することはできない。他方，被告人が積極的に被害店の業務を妨害しようと意欲してした犯行とまでは認められないこと，前科がないことなどの事情を考慮し，被告人を主文の罰金刑に処するのが相当と判断した。

（求刑　罰金３０万円）

令和３年２月２６日

東京地方裁判所刑事第４部

裁判官

これは謄本である。
同　日　同　庁
裁判所書記官　佐藤洋一